

第1回検討会における主な指摘事項とその対応（案）

1. 調査手続の改善

（第1回資料の抜粋）

課題	検討の方向性（イメージ）
①「 <u>建物内部も見た上で判定して欲しい</u> 」という声が多く聞かれた。	<u>1次調査を経ずに2次調査から開始する場合の留意点や調査フロー</u> を整理してはどうか

主な指摘事項（委員名）	対応（案）
<ul style="list-style-type: none">被災者が行政と同じ視点で理解ができているか、逆に行政側が被災者の思いを理解しているか、共有することが必要。1次調査で内部も確認することが理解につながるのかどうか。	<ul style="list-style-type: none">令和6年能登半島地震における被害認定調査について、新潟市の事例を紹介1次調査、2次調査などの機会において、被災者の理解を促進するための対応について、小松市の事例を紹介当初から2次調査を実施する場合の条件、決定主体（市町村or被災者）、メリット・デメリット、自治体の意見等を整理
<ul style="list-style-type: none">輪島などは建物の間口が狭く、奥行きがあるため、外観だけだと内部の被害が分かりづらいと考えられるが、一方で調査棟数が非常に多い場合、2次調査から実施することは、人的・時間的に難しいと考えられるため、調査を実施した自治体の意見を聞いてはどうか。	
<ul style="list-style-type: none">2次調査のチームを編成するためには、多くの応援職員について、派遣期間の差や経験値の平準化などのマネジメントが別途必要となるため、発災直後から別途編成することは困難と考えられる。災害の規模でも異なると考えられるが、輪島市では、申請を受けずに悉皆調査を実施したため、2次調査依頼があったとしても、後回しになっていたと考えられる。	
<ul style="list-style-type: none">1次調査を省略し、2次調査から実施することは負担が大きい。1次調査はスクリーニングとしての役割があり、2次調査が発生することは必然的なところがある。	

第1回検討会における主な指摘事項とその対応（案）

1. 調査手続の改善

（第1回資料の抜粋）

課題	検討の方向性（イメージ）
②自治体職員が、 <u>2次調査の結果として被害区分が下がる可能性を強調</u> したため、2次調査に進むことを躊躇したとの声があった。	<ul style="list-style-type: none"> • <u>2次調査の実施が可能</u>であることを効果的に周知するためには、どのように対応すべきか
③ <u>調査結果（点数）を開示</u> するか否かについて、市町村により対応にバラツキがあった。	<ul style="list-style-type: none"> • <u>調査結果（点数）の開示方針</u>について、統一的な考え方を示してはどうか

主な指摘事項（委員名）	対応（案）
<ul style="list-style-type: none"> • 小松市では、申請受付時に、1次調査では内観調査を行わないこと、2次調査の申請が可能であることを説明し、被災者の理解を得る工夫をしている。また、1次調査の際、被災者が在宅していれば、内部を見て、2次調査の実施要否に関するアドバイスを行うなど工夫し、再調査の申請を0とすることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> • 1次調査、2次調査などの機会において、被災者の理解を促進するための対応について、小松市の事例を紹介 • 5段階の損傷程度の例示を基にした判定に関して、田中委員が実施した実証について事例を紹介 • 損傷程度の例示（5段階）について、の見直しを検討し、その上で被災者が調査可能かどうか検討してはどうか
<ul style="list-style-type: none"> • 被災者の理解を得るためには、結果を被災者に理解してもらうという姿勢ではなく、どちらがやっても同じ結果になるので、被災者にもやってもらう、というくらいの姿勢が必要ではないか。 • 被災者と自治体職員がそれぞれ調査した結果を突合するなど、納得が得られる手法も考えられる。例えば、2次調査までの間、やり方が分かれば、被災者が自己診断することもできるし、損傷把握や図面提供への協力も得られる。 • 損害割合の開示だけでなく、具体的な調査方法も開示すべきであり、その旨は指針等に明記してもよいのではないか。 	
<ul style="list-style-type: none"> • ギャップを全ては埋められないとしても、被災者の納得を得るためには、いかに公平に評価するかということ、調査票を見せながら適切に行っていることを理解してもらうことなどが重要で、いかに被災者に寄り添えるかが大事。 	

第1回検討会における主な指摘事項とその対応（案）

2. 第1次調査の適正化

（第1回資料の抜粋）

課題	検討の方向性（イメージ）
<p>④ <u>実際には居住が困難である考えられるケース</u>においても、1次調査において、「<u>一部損壊</u>」や「<u>準半壊</u>」などと判定され、結果に納得されない被災者が多くいた。</p>	<p><u>居住が困難な状態にある住家</u>については、<u>1次調査の時点で、より実態に即した判定結果となるよう改善</u>できないか</p> <ul style="list-style-type: none"> 半壊のメルクマールとなる「居住のための基本的機能の一部を喪失している場合」の具体的な判断基準を示し、「簡易な半壊認定」を実現できないか 外観から調査可能な「建具」を1次調査の対象部位として追加することについてどう考えるか 液状化被害による傾き等の基準について、保険基準との整合性を含め、見直しが必要か 建物被害はなくとも、集団移転等により当該エリアには事実上継続して居住できない場合に、被害認定上どう取り扱うか 等
<p>⑤ <u>液状化被害を受けた住宅について、傾きが1/100に満たないなど半壊に至らない場合</u>でも、傾斜修復に多くの費用（200万円～1千万円程度）を要する場合があった。</p>	

主な指摘事項（委員名）	対応（案）
<ul style="list-style-type: none"> 半壊のメルクマールとして、資料の「屋根、外壁、窓（建具）等の貫通等の損傷があり、ひとたび降雨があれば浸水を免れない場合」という記載は、応急修理制度における準半壊相当以上の規定と同じであり、準半壊であれば整合がとれるが、ガラスが割れているだけでも半壊となり得るため、それは実態と合わず、基準としては甘すぎるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年能登半島地震における被害認定調査について、輪島市の事例を紹介 半壊のメルクマールについて、第1回資料の記載よりも厳しい記載として検討 1/60の傾きがあれば「半壊」判定を可能とするフローを検討 運用指針に、留意事項として、「都市部などで住家の正面しか調査できないなど、必要に応じて2次調査を実施することも検討する。」といった文言を追加することを検討
<ul style="list-style-type: none"> 1次調査で納得感を向上させるために建具を追加することは一つの方法であるが、都市部などでは住家の正面しか確認できないなど、外観で把握できる範囲は狭い場合があることにも留意が必要。 	
<ul style="list-style-type: none"> NTT被災者生活再建支援システムでは、1次は屋根・外壁（絵の例示）・傾斜で判定し、傾斜1/60で一律半壊（現状は15点加点）となっており、現場感覚とも一致しているため参考としてはどうか。 	

第1回検討会における主な指摘事項とその対応（案）

2. 第1次調査の適正化

（第1回資料の抜粋）

課題	検討の方向性（イメージ）
<p>④ <u>実際には居住が困難であると考えられるケース</u>においても、1次調査において、「<u>一部損壊</u>」や「<u>準半壊</u>」などと判定され、結果に納得されない被災者が多くいた。</p> <p>⑤ <u>液状化被害を受けた住宅について、傾きが1/100に満たないなど半壊に至らない場合</u>でも、傾斜修復に多くの費用（200万円～1千万円程度）を要する場合があった。</p>	<p><u>居住が困難な状態にある住家</u>については、<u>1次調査の時点で、より実態に即した判定結果となるよう改善</u>できないか</p> <ul style="list-style-type: none"> 半壊のメルクマールとなる「居住のための基本的機能の一部を喪失している場合」の具体的な判断基準を示し、「簡易な半壊認定」を実現できないか 外観から調査可能な「建具」を1次調査の対象部位として追加することについてどう考えるか 液状化被害による傾き等の基準について、保険基準との整合性を含め、見直しが必要か 建物被害はなくとも、集団移転等により当該エリアには事実上継続して居住できない場合に、被害認定上どう取り扱うか 等

主な指摘事項（委員名）	対応（案）
<ul style="list-style-type: none"> 液状化は、外観で被害が認められない場合でも、住家内部に被害が大きい例はあり、1次調査の基準は検討が必要。 自治体の調査結果と被災者の被害の受け止めのギャップを埋めるために、特に液状化被害では、被害認定に被害が技術的にきちんと反映されているかが大きな観点になる。 被害認定と、それに対応する支援とのギャップがどうしても埋まらないのであれば、支援が十分に行き届いていなかったのではないか。 液状化被害の被害認定を見直しても、修理費用に対して支援が十分でないのであれば、もう少し踏み込んだ議論が必要。例えば、敷地の被害などもある。課題をカテゴリー別に整理し、色々な事例を踏まえた上で議論していくべき。 最終的な支援に結び付けることが重要であり、判定と支援にギャップがあるのであれば、それを埋めていく対応が望ましい。指針で完全ではないところは、運用でカバーする方法もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年能登半島地震における被害認定調査について、新潟市の事例を紹介 施工業者に補修方法・費用等に関してヒアリングを行うことを検討 被災者の納得を得るためには、被害認定の区分及び当該区分に応じた支援内容の両方の観点があるが、本検討会では、特に前者に焦点をあてて検討してはどうか

第1回検討会における主な指摘事項とその対応（案）

2. 第1次調査の適正化

（第1回資料の抜粋）

課題	検討の方向性（イメージ）
<p>④ <u>実際には居住が困難であると考えられるケース</u>においても、1次調査において、「<u>一部損壊</u>」や「<u>準半壊</u>」などと判定され、結果に納得されない被災者が多くいた。</p>	<p><u>居住が困難な状態にある住家</u>については、<u>1次調査の時点で、より実態に即した判定結果となるよう改善</u>できないか</p> <ul style="list-style-type: none"> 半壊のメルクマールとなる「居住のための基本的機能の一部を喪失している場合」の具体的な判断基準を示し、「簡易な半壊認定」を実現できないか 外観から調査可能な「建具」を1次調査の対象部位として追加することについてどう考えるか 液状化被害による傾き等の基準について、保険基準との整合性を含め、見直しが必要か 建物被害はなくとも、集団移転等により当該エリアには事実上継続して居住できない場合に、被害認定上どう取り扱うか 等
<p>⑤ <u>液状化被害を受けた住宅について、傾きが1/100に満たないなど半壊に至らない場合</u>でも、傾斜修復に多くの費用（200万円～1千万円程度）を要する場合があった。</p>	

主な指摘事項（委員名）	対応（案）
<ul style="list-style-type: none"> 新潟市では、基礎周辺など外観からは液状化が発生しているように見えず、傾斜はでないものの、柱が上下に動くため、内部では床が隆起していたり、床上まで砂が噴きあげているなど、内部だけ損傷がある事例が多くあった。 これは、布基礎とべた基礎では被害が異なるものと考えられ、べた基礎では箱ごと動くが、布基礎では、べた基礎のように地盤面の上に面がないため、内部の被害が大きいのが実情だった。 液状化が発生しているエリアにおいて被害認定を行う場合、現行の潜り込みなどの基準とは別の観点で被害を算定する方法があれば、より適切な判定が可能だったと考えられる。 木造住宅は比較的軽いため、側方流動ではない液状化の場合、1/20も傾いたり、1mも沈下したりする例はほとんどないのではないか。基準のあり方については、実態に即して検討する必要がある。 東日本大震災の際には、隣接する木造住宅が互いに近づくように沈下し、1/20程度の傾斜が生じたが、こうした例も全壊判定の1つの参考とした。また、傾斜していない建物についても、潜り込み判定の25センチのラインとして、床下換気口の下端まで噴砂がくるような場合が想定されている。 べた基礎の場合は、後から傾斜修復が可能であるのに対し、布基礎の場合は修繕が困難で、解体された例もあった。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年能登半島地震における被害認定調査について、新潟市の事例を紹介 施工業者に補修方法・費用等に関してヒアリングを行うことを検討

第1回検討会における主な指摘事項とその対応（案）

2. 第1次調査の適正化

（第1回資料の抜粋）

課題	検討の方向性（イメージ）
⑥積雪等により、屋根や基礎の調査ができない場合があった。	やむを得ない場合には、写真や聞き取りにより判定を行うことも可能である旨を明確化してはどうか

主な指摘事項（委員名）	対応（案）
・ 特になし	・ 写真や聞き取りによる判定も可能であることを運用指針において明確化することを検討

第1回検討会における主な指摘事項とその対応（案）

3. 第2次調査の迅速化・適正化

（第1回資料の抜粋）

課題	検討の方向性（イメージ）
⑦面積計算、図面作成（増築や古い住家で図面がない場合等）に多くの人員・時間を要した。	簡易な面積計算、住民の協力による損傷箇所の把握方法や図面提供等について例示してはどうか

主な指摘事項（委員名）	対応（案）
<ul style="list-style-type: none">被害認定調査は正確性とスピードが求められる難しい仕事だが、輪島市では、多くの応援職員を受けてこなすことができた。一方、南海トラフなどを考えた場合、非常に簡素な調査にする必要があると考えられる。例えば、熊本地震の際、熊本市は簡素な判定をしており、これは珠洲市でも行われていた。思い切って簡素化するのであれば、参考となるのではないか。	<ul style="list-style-type: none">熊本市の判定方法を参考として、2次調査の面積計算、損傷程度の判定、損傷箇所の判定等の簡素化を検討

第1回検討会における主な指摘事項とその対応（案）

3. 第2次調査の迅速化・適正化

（第1回資料の抜粋）

課題	検討の方向性（イメージ）
<p>⑧傾いた床の損傷程度をどう判定するか^が明確でなく、混乱が生じた。</p>	<p>判定の参考となる損傷程度の例示を充実させてはどうか</p>
主な指摘事項（委員名）	対応（案）
<ul style="list-style-type: none"> 5段階の損傷程度の定義が曖昧で、現場で損傷程度を判断することが難しいため、きちんと定義をすべき。さらに、3段階程度にし、被災者も納得できる形にしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 5段階の損傷程度の例示を基にした判定に関して、田中委員が実施した実証について事例を紹介
<ul style="list-style-type: none"> 被害区分は、以前は全壊、半壊及び一部損壊の3区分であったが、制度改正により、大規模半壊、中規模半壊、準半壊を加えた6区分となっている。損傷程度を3段階にした場合、6区分の詳細な判定が理論的に可能かなど、しっかり検証しながら確認していくことが必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 損傷程度の例示について、調査の際に確認できる状態に沿った表現とする、3段階とするなど、定義を検討 運用指針に、傾斜の測定方法について、X方向とY方向を合成する方法について、運用指針に掲載することを検討
<ul style="list-style-type: none"> 損傷程度の例示は、例えば外壁の損傷度合いを示す「外壁で釘の浮き上がり（程度Ⅳ）」という表現について、程度Ⅳ相当の被害ではないにも関わらず、釘が浮いていることだけをもって程度Ⅳと判定する調査員がいるなど、そうしたことも生じ得ることに留意が必要。 	
<ul style="list-style-type: none"> 損傷程度を5区分から3区分に変えるなど、思い切った簡素化も必要ではないか。 	
<ul style="list-style-type: none"> 5段階の損傷程度の判定は、人によってズレがあり、細かい例示が必要と感じる。また、損傷程度の例示は、例えば建具の場合、かまちなどの専門的な表現をするのではなく、動かない、外れているなど、調査員が目にする状態を例示をすることで、判定に差が生じることも減るのではないか。 損傷程度の例示や運用指針はなるべく詳細に規定した上で、自治体の判断で運用するのが適切ではないか。 傾斜について、研修テキストなどで解説されている、X方向とY方向を合成する方法を運用指針にも記載すべき。 その上で、立ち入れない、物が置いてあるなど、確認ができない場合は厳密に判断しすぎないこととすることも大事。 	
<ul style="list-style-type: none"> 様々な事例があるが、基準とすべきもの、市町村の判断で運用していくべきものを分けて示していけると良い。 	

第1回検討会における主な指摘事項とその対応（案）

4. 専門家の活用・人材育成

（第1回資料の抜粋）

課題	検討の方向性（イメージ）
⑨行政書士、不動産鑑定士等によるサポートの有用性について、自治体側の理解が不十分であり、速やかに支援に入れない場合があった。	民間の団体との連携が図られた具体的な事例を横展開してはどうか
⑩専門家から「修復不可能」との意見が寄せられるも、指針上は「全壊」判定とならず、被災者への説明に苦慮する場合があった。	被災度区分判定の結果を参考として、「全壊」と判定することが可能である旨を明確化してはどうか
⑪対口支援チームとして派遣された応援職員について、被害認定調査に不慣れな者も多かった。	平時からの研修等を更に充実させるべきではないか

主な指摘事項（委員名）	対応（案）
<ul style="list-style-type: none"> 多くの2次調査依頼により、自治体職員の負担が大きいと聞いており、自治体が1次調査を省略して2次調査を行うより、専門家の協力が得られる方向で検討するのが現実的ではないか。 専門家（不動産鑑定士等）については、自治体と視点が異なる場合もあり、活動にあたって混乱が生じる例もあった。専門家が活動をする際、罹災証明事務が自治体の事務であることを踏まえ、それぞれの自治体の方針を十分に尊重することが重要。 自治体が専門家に委託した理由、良かった点、悪かった点を確認した上で、専門家の活用を推奨することを議論してはどうか。 専門家が見て修復不可能という結果が出て、それを全壊判定に活用できる点は良いが、建築士が判定するとしても、個人間の契約に基づくものであり、公平性の担保については疑問が残る。 小松市では、兵庫県・和歌山県の取組を参考に、住家被害認定士（部署に関わらず発災時に優先して調査にあたる人員）の認定制度を令和4年度に創設し、現在30名程度を確保している。こうした取組も参考にしてはどうか。 	<p>（事例周知）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体が被害認定調査を委託した事例について情報収集し、手引きに掲載して周知を行い、その際、「自治体の意向を十分に尊重した上で行うよう、支援を開始する際、認識のすり合わせを行うことが望ましい」など、考え方として併せて明記することを検討 <p>（全壊の判定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公平性を担保するため、専門家意見を踏まえた全壊判定を行う場合は、被災度区分判定によること、最終的な判定は市町村が行うことを条件とすることを検討 <p>（人材育成）</p> <ul style="list-style-type: none"> 住家被害認定士の育成に関する小松市の取組を紹介（防災基本計画の記載内容も紹介） 新潟県の応援派遣の取組「チームにいがた」を紹介

第1回検討会における主な指摘事項とその対応（案）

5. リモート判定等の活用促進

（第1回資料の抜粋）

課題	検討の方向性（イメージ）
<p>⑫ リモート判定等の新たな取組が行われたが、写真では測定困難な「傾き」の扱いや応援要請など、実施に必要な調整が多く、活用される例は限られた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損保協会が共同調査を実施する場合、その結果を活用した「全壊」判定が可能である旨を明確化してはどうか ・ 航空写真など、写真判定を行う際の調査フローの整備を行ってはどうか

主な指摘事項（委員名）	対応（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明の発行は、発災後の最初の明るいニュースになるため、1月19日から、意図的に全焼区域だけ発行開始した。損保協会の共同調査結果の活用は、選択肢の一つであると思うが、どれほどの期間でデータが得られるか、課税情報との突合にどれほどの手間と時間がかかるかを提示して議論すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損保協会の共同調査については、全壊判定としては活用が可能である旨を運用指針に示したうえで、運用に関しては別途検討 ・ 応急危険度判定との更なる連携について検討 ・ 遠隔支援の選択肢があることについて、受援計画策定の手引きに追記することを検討
<ul style="list-style-type: none"> ・ 輪島市のリモート判定の事例（東京都が判定）は、輪島市が事前に応急危険度判定のデータを被害認定調査に活用するために準備を行っていたから可能であったものであり、現時点で他の自治体を実施することは難しい。東京都には2,200程度判定してもらい、800程度が全壊判定できたが、判定できなかったものがどういふものなのかを検証し、リモートで判定できる数を増やす方法を検討していくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石川県のシステム導入、リモート判定の例について、引き続き周知
<ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメントの面で、今回の地震では、オンライン申請や、デジタル技術の活用もみられたところであり、事例としての周知や、基準化についても議論が必要ではないか。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急危険度判定のデータを活用し、被害程度が低いもの又は大きいものといった両極端のものをスクリーニングするなど考えられるが、事前の準備も必要であり、議論していくことも必要。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害保険の査定において、被保険者の有利になるような調査が行われている場合があるように聞いたことがあり、どこまで損害保険の結果を使うべきなのかは悩ましいところ。 	

第1回検討会における主な指摘事項とその対応（案）

6. その他

（第1回資料の抜粋）

課題	検討の方向性（イメージ）
—	—

主な指摘事項（委員名）	対応（案）
<ul style="list-style-type: none">• 今回示された課題が全てなのか。例えば新潟市などの自治体に確認を求め、課題となった事例を紹介いただくなどの機会を設けてはどうか。	<ul style="list-style-type: none">• 令和6年能登半島地震における被害認定調査について、新潟市の事例を紹介• 1次調査、2次調査などの機会において、被災者の理解を促進するための対応について、小松市の事例を紹介• 下げ振りやスマホアプリの活用については、手引きP150～151に記載されており、引き続き周知• 令和6年能登半島地震における非住家の調査について、輪島市の事例を紹介
<ul style="list-style-type: none">• 冬季で風が強い中、下げ振りの使用が難しく、被災者からも不信感を持たれたことがあった。スマホアプリや電子分度器でも同様の結果が得られることが確認できたため、迅速化の観点からも、こうした機器の活用が考えられるが、反対に、下げ振りを使わないと、きちんとした調査が行われているのか疑問を持たれる場合もあった。	
<ul style="list-style-type: none">• 参考として、非住家については、公費解体の申請があった際、税務課で調査を行い、被災証明（公費解体用）として、全壊、半壊又は半壊に至らないの3区分で判定していた。熊本市の例を参考に、工場、倉庫、附属家などの点数表を作成し、それに基づいて判定を行っていた。	